

引記の

嘆歎書

不景氣は年々甚く控へて益々深刻になつて行く。先此政府が提議した賦  
存案は必しく人心を萎縮させ更に近き日米債位下問題が起りて水は  
今や憂慮大衆を驚かす迄にしてゐる。

かうした情勢に當面して私共の責任助済は甚敷六ヶ敷なつて来て到底  
之を遂行することはお出来せん。而して私共は付賦利率によつてその少い  
預金の大体を失ひのみならず、之を借金とて重なることおふかしい不  
利におかれてゐます。

私共は之等の問題に關し既時一致團結して之の如く嘆歎するもので  
あります。

嘆歎録項

一、強制的助済絶対反対

三、通商の自由を認めらるること

五、保金負担を軽くすること

但しこの保金は保金會令利率に概して

六、定期昇給利率確立のこと (年一回 一回 一百十銭)

七、衛生防疫設備完備のこと

八、八人の自由を認めらるること

三、持賦利率撤廃

四、存勵金五回支給のこと

引記の

要約書

一、強制的助済絶対反対

三、在來ノ保金ハ取消ス

五、保金負担を軽くすること

七、定期昇給利率確立のこと

九、通商の自由を認めらるること

但しこの保金は保金會令利率に概して

六、定期昇給利率確立のこと (年一回 一回 一百十銭)

七、衛生防疫設備完備のこと

八、八人の自由を認めらるること

昭和四年十一月二十日

大井之丞 告知金類支給のこと

東京日々新聞大森出張所主任

服部大祐

三森啓夫

大平改次

渡路三郎

木村輝政

高田信相

浅野権十

松井新

水相鉦坤

東京日々新聞大森出張所主任  
石松七世 啓

三、持賦利率撤廃

四、通商の自由を認めらるること

六、定期昇給利率確立

(年一回 一回 一百十銭)

八、衛生防疫設備完備

九、通商の自由を認めらるること

但しこの保金は保金會令利率に概して

六、定期昇給利率確立のこと (年一回 一回 一百十銭)

七、衛生防疫設備完備のこと

八、八人の自由を認めらるること

昭和四年十一月二十日

年 藤田 一 同